共同利用　課題申請　提出書類チェックリスト（学術利用申請用）

以下が申請時にご提出いただく書類一式です。

□　提出書類チェックリスト １ページ

□　利用課題申請書（様式1a） ３ページ

□　応募・利用同意書　（様式1a2） １ページ

□　押印の確認

□　支払期日申請書（様式1a3） １ページ

□　メンバーリスト（様式 1a4） １ファイル

□　アカウントが必要なユーザーの身分証のコピー

 人数分　各１部

□　電子メディア １式

 kyoyo@gsic.titech.ac.jp 宛にメール添付にて送付

□　MS-Wordファイル １ファイル

□　PDFファイル １ファイル

* （継続の場合）前年度の成果報告書が提出済み

**上記書類一式をスキャンしたものを PDF ファイル等でメール送付してください**。

kyoyo@gsic.titech.ac.jp 宛にワードファイルと合わせて送付します。

東京工業大学 学術国際情報センター 共同利用推進室 宛

件名：令和６年度共同利用（学術利用）利用課題申請書

**支払期日申請書（様式1a3）の記入の際の注意点：**

支払期日申請書（様式1a3）に、ご希望の請求書発行期日と、

貴所属先の経理処理にてお支払可能な支払期日のご記入をお願いします。

**請求書発行日は毎月20日です。**

当月５日までの申請分はその月の20日に請求書発行が可能です。

支払期日につきましては翌月以降の貴機関の支払いサイトに合わせて、

ご設定ください。20日が休日の場合は翌営業日となります。

令和６年度　共同利用（学術利用）　利用課題申請書

利用課題名　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

英文　□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

**１．利用課題責任者**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ | 所属 | 職名 |
| 氏名 | 郵便番号 | 連絡先住所 |
| NAME | E-mail | 電話番号 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |

**２．利用課題内容**

|  |
| --- |
| **２－１．利用種別**　　（採択時に公開されます。）利用区分・カテゴリー： 【 学術利用・成果公開　】　分野　【　※選択してください　】 |
| **２－２．利用課題概要**（300字以内）　　（採択時に公開されます。） |
| **２－３．本研究課題の学術的な目的・意義**（300字以内）（非公開です。本利用課題における学術的な目的と意義について記載してください。既存のソフトウェアを利用する場合はプログラム名もご記入ください。ISVソフトウェアの場合はライセンスが必要な場合がありますので事前にご確認ください。） |
| **２－４．利用計算機資源（利用口数）について**(承認口数は公開されます。）**申請利用口数 　　 口*** TSUBAME共同利用ではTSUBAMEの計算資源の最小販売単位を「1口」とし、1口は400ポイントで、400ノード時間に相当します。1口は標準キューの1ノード(192CPUコア, 4GPU, 768GBメモリ)を400時間占有利用する単位です。
* ２－５．のグループディスク利用により消費されるポイントも考慮の上、利用口数を算出してください。
 |
| **２－５．利用計算機資源（グループディスク利用領域）について****グループディスク利用領域****ハードディスク領域：　　 ＴＢ　　利用開始月　　　 月****SSD領域： 　　　　　　　　GＢ　　利用開始月　　　 月*** TB単位でご記入ください。利用なしの場合は0TB、1TB以下の利用の場合は1TBと記入して下さい。
* ハードディスク 1TBを1年間利用するには6ポイント（6ノード時間相当）必要です。
* SSD 100GB を1年間利用するには2.4ポイント（2.4ノード時間相当）必要です。最大3TBまで利用できます。
* 利用領域は年度途中でも増減可能です。領域の削減には事前にストレージの利用容量を減らす必要があります。
 |

**３．TSUBAMEアカウントの必要な課題グループのメンバーリスト**（TSUBAMEを利用しないメンバーへのアカウント発行はセキュリティ上の問題があるため、分担内容を検討して実際に利用するメンバーのみをご記入ください。利用課題責任者に対してもTSUBAMEのアカウント発行が必要な場合は、メンバーリストへ記載してください。申請利用口数が4口以下の課題のメンバーリストは原則５名以内とします。非公開です。）

**課題グループのメンバーリストの人数　合計＿名**

* 申請利用口数が4口以下の課題でアカウントが必要な課題グループのメンバーが５名を超える場合は、その必要性を精査しますので、課題グループのメンバーの分担内容と必要性を明記した理由書（様式自由）を提出してください。また適時、記入欄を追加することができます。※外国籍の方はメンバー欄に国籍を記入してください。
* 課題グループのメンバーは別紙のメンバーリスト（[様式1a4](kyodo-form01a4.xlsx)）にご記入の上、ご提出お願いします。

**４．利用課題実施に際しての留意事項**

|  |
| --- |
| **４－１．平和利用について**申請課題において、安全保障貿易管理に関する法令又は指針等により手続きが定められているものは当該手続きを実施し、当該法令又は指針等に適合する平和利用であるか：　 **［適合する平和利用である／適合する平和利用ではない］**参考資料： 経済産業省「安全保障貿易管理について」https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei\_anpokanri.pdf安全保障貿易管理ハンドブックhttps://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf |
| **４－２．生命倫理および安全の確保について**申請課題のうち、生命倫理及び安全の確保に関し、文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」他、法令又は指針等により手続きが定められているものは当該手続きを実施し、当該法令又は指針等に適合しているか：　 **［適合している／適合しない］**参考資料： 文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html |
| **４－３．人権および利益保護への配慮について**申請課題において、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発または調査を含む場合には、人権および利益保護への配慮を行っているか：　 **［配慮を行っている／配慮を行っていない］** |
| **４－４．**外国為替及び外国貿易法(「外為法」)で定められた技術提供に関する要件を満たしているか：　 **［要件を満たしている／要件を満たしていない］**参考資料： 外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についてhttps://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\_tutatu140814.pdf |
| **４－５．「みなし輸出」管理の明確化に関する申告書**別紙 **（様式1a5）「みなし輸出」管理の明確化に関する申告書** を作成、提出してください。 |

東京工業大学学術国際情報センター

　センター長　伊東 利哉　殿

住　　　 所 ○○○○○○○○

所属機関名 ○○○○○○○○

代表者職名 ○○○○○○○○

氏名　○○○○○○　代表者印

令和６年度　共同利用　応募・利用同意書　（様式1a2）

当機関に所属する下記の者を責任者とする一群が、令和６年度　共同利用の利用課題募集に対し、下記課題を申請することについては差し支えありません。また、採択された場合に、下記を遵守させることを約束します。下記に反した場合の責は当機関が負うものとします。

* 東京工業大学学術国際情報センター計算機システム運用規程および利用細則
* 学術国際情報センターが定める共同利用約款および実施規定
* 平和利用のみに限ること
* 人権および利益保護への配慮を行うこと
* 文部科学省｢生命倫理・安全に対する取組｣に適合すること
* 経済産業省｢安全保障貿易管理について｣に適合すること
* 双方の合意の入金日までに計算資源利用料を支払うこと

利用課題名：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

利用期間：令和６年度

利用課題責任者の所属、職名、氏名：

住所　○○○○○○○○○○○○○○○

所属　○○○○○○○○○○○○○○○

職名　○○○○○○○○○○○○○○○

氏名　○○ ○○

以上

参考事項

○代表者については利用責任者の所属長もしくは決裁権を持つ方でお願いします。

○経済産業省「安全保障貿易管理について」

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei\_anpokanri.pdf

○文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」

https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

東京工業大学学術国際情報センター

　センター長　伊東 利哉　殿

住　　　所 ○○○○○○○○

所属機関名 ○○○○○○○○

利用課題責任者名 ○○○○○○○○

計算資源利用料　支払期日申請書　（様式1a3）

　令和６年度　共同利用（学術利用・成果公開）課題「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」の計算資源利用料の支払期日を、共同利用　応募・利用同意書に基づき下記の通り申請します。

記

1. 計算資源利用料　支払期日

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

上記期日までに計算資源利用料を支払うこと、また計算資源利用料の支払を遅延した

場合は共同利用約款 第13条にある遅延損害金を支払うことを約束します。

1. 計算資源利用料 請求書発行願

　 つきましては、令和 ○ 年 ○○ 月 ２０ 日までに、下記の計算資源利用料に対する

請求書の発行をお願いします。

共同利用（学術利用・成果公開）

計算資源利用料　○○口に相当する費用　　　○○○，○○○円 （税込）

以上

国立大学法人 東京工業大学長　殿

 課題代表者 所属＿＿＿＿＿＿＿＿

課題代表者 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

**外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書**

私は、国立大学法人東京工業大学が「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下「役務通達」という。）の１（３）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、国立大学法人東京工業大学の法令遵守のため、役務通達の１（３）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり申告いたします。

記

私が利用課題責任者を務める課題の以下の課題グループメンバーに対する特定類型該当性を確認しました。

課題グループメンバー一覧　(例 東工太郎、日本花子）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　上記のすべての課題グループメンバーは

□　以下の①に該当します。

□　以下の②に該当します。

□　以下の①及び②に該当します。

□　以下のいずれにも該当しません。

①　外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（イ）　　当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ）　　当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の５０％以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の５０％以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

②　外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち

２５％以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者